

**【表紙】**

【提出書類】	四半期報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第4項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成20年11月28日
【四半期会計期間】	第34期第2四半期（自平成20年7月1日至平成20年9月30日）
【会社名】	シンワオックス株式会社
【英訳名】	SHINWA・OX CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 今田 輝幸
【本店の所在の場所】	大阪市住之江区北加賀屋五丁目7番30号
【電話番号】	大阪06(6683)3101
【事務連絡者氏名】	取締役 高松 浩二
【最寄りの連絡場所】	大阪市住之江区北加賀屋五丁目7番30号
【電話番号】	大阪06(6683)3101
【事務連絡者氏名】	取締役 高松 浩二
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 1【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成20年11月14日に提出した第34期第2四半期（自平成20年7月1日至平成20年9月30日）四半期報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありました。また、当報告書に添付しております独立監査人の四半期レビュー報告書に、一部原本と異なる箇所がありました。つきましては、上記記載の事項を訂正するため、四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 企業情報

#### 第2 事業の状況

##### 2 経営上の重要な契約等

当期四半期財務諸表に対する独立監査人の四半期レビュー報告書  
追記情報 2 .

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は、\_を付して表示しております。

## 第一部【企業情報】

## 第2【事業の状況】

### 2【経営上の重要な契約等】

（訂正前）

（1）～（7）省略

（訂正後）

（1）～（7）省略

#### （8）承継会社の概要（当該吸収分割後）

名 称 シンワオックス株式会社

代 表 者 代表取締役社長 今田 輝幸

本店所在地 大阪市住之江区北加賀屋五丁目7番30号

資 本 金 2,323,272千円（当該吸収分割後）

事業の内容 畜産物の生産、加工および販売、飲食店、居酒屋および喫茶店の経営、

給食事業の請負および管理、ホテルの経営、（当該吸収分割後）

当期四半期財務諸表に対する独立監査人の四半期レビュー報告書

追記情報 2 .

（訂正前） 吸収合併契約

（訂正後） 吸収分割契約

尚、訂正後の独立監査人の四半期レビュー報告書を別途添付しております。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月14日

シンワオックス株式会社

取締役会 御中

### 霞が関監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 植田 益司 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 平塚 博路 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているシンワオックス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、シンワオックス株式会社及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度において、4期連続の経常損失となり、また当第2四半期連結累計期間においても398,028千円の経常損失を計上しており、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営者の対応等は当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を四半期連結財務諸表には反映していない。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、株式会社Persons Bridgeとの吸収分割契約に基づき、平成20年11月1日付けで同社の給食事業を承継している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しています。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。